

令和7年三重県議会定例会

防災県土整備企業常任委員会

説明資料

◎議案補充説明

- | | |
|---|-----|
| (1) 議案第171号「工事請負契約について（一般国道311号（新鹿工区） 道路改良（新鹿逢神トンネル（仮称））工事）」 | … 1 |
| (2) 議案第172号「工事請負契約の変更について（二級河川鳥羽河内川鳥羽 河内ダム本体建設工事）」 | … 4 |

◎所管事項

- | | |
|---|------|
| (1) 第1次国土強靭化実施中期計画に基づく、県独自の新たな「5年後の達成 目標」（素案） | … 6 |
| (2) 令和7年9月12日から13日にかけての大雨における防災・減災、国土 強靭化対策 効果事例 | … 9 |
| (3) 道路の維持管理（街路樹）・交通安全対策について | … 20 |
| (4) 「三重県一般海域等管理条例（仮称）」（骨子案）について | … 25 |
| (5) 令和8年度予算の確保に向けた国への要望について | … 30 |
| (6) 審議会等の審議状況について | … 31 |

別冊 令和8年度予算の確保に向けた国への要望（県土整備部関係分）

令和7年12月12日

県 土 整 備 部

◎議案補充説明

(1) 議案第171号「工事請負契約について（一般国道311号（新鹿工区）道路改良（新鹿逢神トンネル（仮称））工事）」

| 議案 第171号 工事請負契約について | |
|---|------------------------------------|
| 工事名 | 一般国道311号（新鹿工区）道路改良（新鹿逢神トンネル（仮称））工事 |
| 施工場所 | 熊野市新鹿町 地内 |
| 契約金額 | 2,498,100,000円（消費税等含む） |
| 請負者 | 津市大倉19番1号 日本土建・井本・宝龍特定建設工事共同企業体 |
| 住所氏名 | 代表者 日本土建株式会社 代表取締役社長 田村 賴一 |
| 契約工期 | 議決日から 780 日間 |
| <u>工事の概要</u> <p>施工延長 L=540.0m 幅員 W=5.5(8.50)m トンネル工 L=493.0m 内空断面積 A=45.6m² 掘削工(NATM(発破掘削)工法) V=27,600m³ 覆工コンクリート工 V=3,960m³ インバート工 V=583m³ 舗装工 A=3,378m² 坑門工 N=1式</p> | |
| 契約方法 | 一般競争入札 |

入札結果調書 (総合評価 除算方式)

入札年月日 令和7年8月26日

工事番号 令和7年度社会資本・広連・国 第 A11-02分0002号

工事名 一般国道311号(新鹿工区)道路改良(新鹿逢神トンネル(仮称))工事

施工場所 熊野市新鹿町 地内

【議案 第171号】

一般国道311号（新鹿工区）道路改良（新鹿逢神トンネル（仮称））工事

【位置図】



【現況写真】



(2) 議案第172号「工事請負契約の変更について（二級河川鳥羽河内川鳥羽河内ダム本体建設工事）」

| 議案 第172号 工事請負契約の変更について | |
|--|---|
| 工事名 | 二級河川鳥羽河内川鳥羽河内ダム本体建設工事 |
| 施工場所 | 鳥羽市河内町 地内 |
| 契約金額 | 変更前 8,562,928,000 円（消費税等含む） 変更後 8,813,761,000 円（消費税等含む） |
| 請負者 住所氏名 | 三重県津市栄町1丁目864 前田・水谷・磯部特定建設工事共同企業体 代表者 前田建設工業株式会社 三重営業所 所長 水野裕史 |
| 契約工期 | 令和5年10月20日～令和10年4月28日 |
| <p><u>工事の概要</u></p> <p>重力式コンクリートダム(流水型ダム) 堤高 H=39.0m 堤頂長 L=176.5m 堤体積(減勢工含む) V=60,610 m³ 基礎掘削 V=158,130 m³</p> | |
| <p><u>変更理由</u></p> <p>基礎掘削、堤体形状の変更による増額 ダム本体部の掘削で地質構造が確認できたことに伴い、掘削土量及び堤体コンクリートの数量が増工したこと等による増額を行うものである。</p> | |
| 契約方法 | 随意契約 |

【議案 第172号】 二級河川鳥羽河内川鳥羽河内ダム本体建設工事
重力式コンクリートダム(流水型ダム)
堤高 H=39.0m 堤頂長 L=176.5m
堤体積(減勢工含む) V=60,610m³ 基礎掘削 V=158,130m³

位 置 図



現場状況写真



◎所管事項

9
(1)第1次国土強靭化実施中期計画に基づく、
県独自の新たな「5年後の達成目標」(素案)

第1次国土強靭化実施中期計画に基づく、県独自の新たな「5年後の達成目標」(素案)

三重県では、令和3年度に県独自の「5年後の達成目標」を定め、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」等の予算を活用し、計画的に国土強靭化対策を推進中。

現行の目標については、
概ね達成予定！

現行「5年後の達成目標」の進捗状況 (R3~R7)

18項目

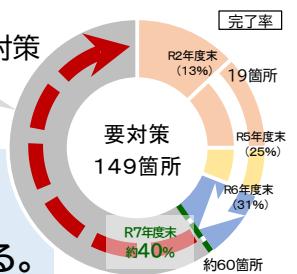
| 主な対策メニュー | | 目標達成見込み | 進捗状況 | | | 備考 |
|----------|------------------------------|-----------------|-----------|-----------------|---------------------------------|--------------|
| | | | R5年度までの実績 | R6年度実績 | R7年度見込み | |
| 道 路 | ① 法面・盛土の土砂災害防止対策 (緊急輸送道路) | 令和7年度 目標達成予定 | 25% | 31% | 40% R7年度見込み 目標 約40% | |
| | ② 渡河部橋梁の流失防止対策 (緊急輸送道路) | 令和7年度 目標達成予定 | 25% | 37% | R7年度見込み 目標 約50% | |
| | ③ 鋸装修繕 | 令和7年度 目標達成予定 | 44% | 57% | R7年度見込み 目標 約70% | |
| | ④ 橋梁の耐震補強 (緊急輸送道路) | 令和7年度 目標達成予定 | | 94% | 95% R7年度見込み 目標 約96% | |
| | ⑤ 未改良区間の整備 (緊急輸送道路) | 令和5年度 目標達成済 | 66% | R5年度目標達成 66% | R7年度見込み 目標 約60% | 県独自項目 着手率 |
| 流 域 | ⑥ 河口部の大型水門・樋門等の耐震化 | 達成困難 | 25% | 35% | R7年度見込み 目標 約50% | |
| | ⑦ 洪水浸水想定区域図の作成 | 令和4年度 目標達成済 | | | R4年度目標達成 100% 目標 約100% | |
| | ⑧ 砂防堰堤等による避難所・要配慮者利用施設の保全 | 令和7年度 目標達成予定 | 38% | 39% | R7年度見込み 目標 約40% | 施設比率 |
| | ⑨ 海岸堤防等による高潮対策 | 令和7年度 目標達成予定 | | 76% | R7年度見込み 目標 約80% | |
| | ⑩ 河川堆積土砂の撤去 | 令和6年度 目標達成済 | 29% | 40% | R7年度見込み 目標 約40% | 県独自項目 |
| 都 市 | ⑪ 都市公園の老朽化対策 | 令和7年度 目標達成予定 | 67% | 83% | R7年度見込み 目標 約100% | |

| 主な対策メニュー | | 目標達成見込み | 進捗状況 | | | 備考 |
|----------|-------------------------|-----------------|-----------|--------|-------------------------------|--------------------|
| | | | R5年度までの実績 | R6年度実績 | R7年度見込み | |
| 流 域 | ⑫ 越水しても壊れにくい粘り強い堤防強化対策 | 令和7年度 目標達成予定 | 58% | 66% | R7年度見込み 目標 約70% | |
| | ⑬ ダム整備(鳥羽河内ダム) | 令和7年度 目標達成予定 | 46% | 57% | R7年度見込み 目標 約70% | 事業進捗率 R10年度完成予定 |
| | ⑭ ゼロメートル地帯における河川堤防の耐震対策 | 令和6年度 目標達成済 | 19% | 22% | R7年度見込み 目標 約20% | 着手率 |
| | ⑮ ゼロメートル地帯における海岸堤防の耐震対策 | 令和7年度 目標達成予定 | 48% | 50% | R7年度見込み 目標 約50% | |
| | ⑯ 砂防ダム堆積土砂の撤去 | 令和7年度 目標達成予定 | 18% | 23% | R7年度見込み 目標 約30% | 県独自項目 |
| 都 市 | ⑰ 下水道マンホールの耐震補強 | 令和5年度 目標達成済 | | | R5年度目標達成 82% 目標 約80% | ※令和8年度 完了予定 |
| | ⑱ 下水道管路の地震対策 | 令和6年度 目標達成済 | | 46% | R6年度見込み 目標 約100% | 着手率 約100% |

完了した対策項目
(次期計画に引き継がない項目)

(目標例)
法面・盛土の土砂災害防止対策

約60%残



県内の国土強靭化対策は
着実に推進しているが、未だ道半ば。
引き続き強力かつ計画的に進める必要がある。

第1次国土強靭化実施中期計画に基づく、県独自の新たな「5年後の達成目標」(素案)

令和7年6月に閣議決定された「第1次国土強靭化実施中期計画」に基づき、県独自の新たな「5年後の達成目標」を令和8年3月に策定予定。 5年後の目標を改めて設定することで、国土強靭化対策をより計画的に推進。

新たな「5年後の達成目標」(素案) (R8~R12)

21項目

【継続項目】 ▶ 現行計画で要対策箇所に未対策があるものについては、再度5年後の目標を設定

道路

- ・法面・盛土の土砂災害防止対策※
- ・渡河部橋梁の流出防止対策※
- ・舗装修繕※
- ・橋梁の耐震補強【県独自】※
- ・未改良区間の整備【県独自】※



流域

- ・河口部の大型水門・樋門等の耐震化
- ・砂防堰堤等による避難所・要配慮者利用施設の保全
- ・海岸堤防等による高潮対策
- ・河川堆積土砂の撤去【県独自】
- ・越水しても壊れにくい粘り強い堤防強化対策
- ・ダム整備(鳥羽河内ダム)
- ・ゼロメートル地帯における河川堤防の耐震対策
- ・ゼロメートル地帯における海岸堤防の耐震対策
- ・砂防ダム堆積土砂の撤去【県独自】



都市

- ・都市公園の老朽化対策※

※5年間で新たに老朽化施設が増えたため



【追加項目】 最近の状況をふまえて、現行計画にない項目を追加

頻発する豪雨をふまえて

流域

- ・河川整備の推進

気候変動をふまえた洪水に対応
(必要な流下能力を確保)



能登半島地震の気づきをふまえて

住宅

- ・避難路沿道建築物の耐震化
- ・住宅の耐震化



都市

- ・無電柱化の推進
- ・下水処理場の耐震化



八潮市道路陥没事故をふまえて

都市

- ・下水道管路の健全性確保



- ▶ 実施すべき施策を明示し、定量的な指標により、進捗状況を把握・管理
- ▶ 事業の必要性・進捗を視覚化することで、県民に対して明確な情報を発信

(2) 令和7年9月12日から13日にかけての大雨における 防災・減災、国土強靭化対策 効果事例

1. 令和7年9月12日から13日にかけての大雨の状況
2. 氾濫危険水位（警戒レベル4）超過河川の状況
3. 整備効果事例



令和7年12月
三重県 県土整備部

1. 令和7年9月12日から13日にかけての大雨の状況

三重県北部では、令和7年9月12日から13日にかけて大雨となり、四日市市・菰野町付近では1時間に約120mmの猛烈な雨を観測し、記録的短時間大雨情報が発表された。

大雨の影響により、住宅等の浸水被害や、公共交通機関等にも影響があった。

○道路の状況（県管理道路）

6区間で通行止めを実施

（災害1区間、雨量規制5区間）



四日市市街地の冠水の状況



四日市市内の災害状況

○施設の被災状況

県市町合計で14件の災害復旧事業を報告（12月5日時点）

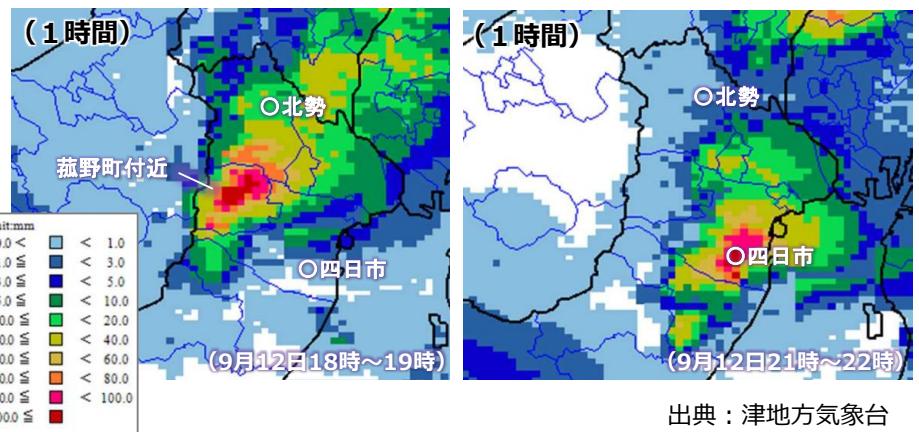
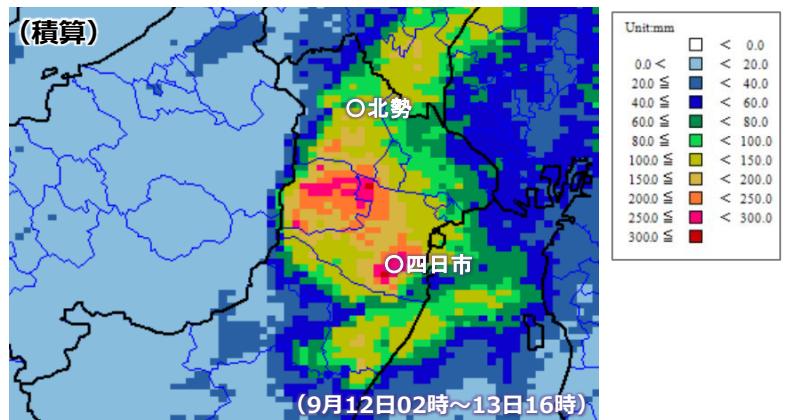
| | 河川 | 砂防設備 | 道路 | 橋梁 | 合計 |
|----|----|------|----|----|----|
| 県 | 11 | 0 | 2 | 0 | 13 |
| 市町 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 合計 | 11 | 0 | 3 | 0 | 14 |

○県内雨量状況

※9月12日02時～13日16時の合計値

| 観測所 | 時間最大 (mm) | 降水量※ (mm) | 備考 |
|-----------|-----------|-----------|------------------------------------|
| 北勢（いなべ市） | 38.0 | 145.0 | 四日市観測所で 1～12時間降水量が 観測史上1位を更新 |
| 四日市（四日市市） | 123.5 | 264.0 | |

○解析雨量



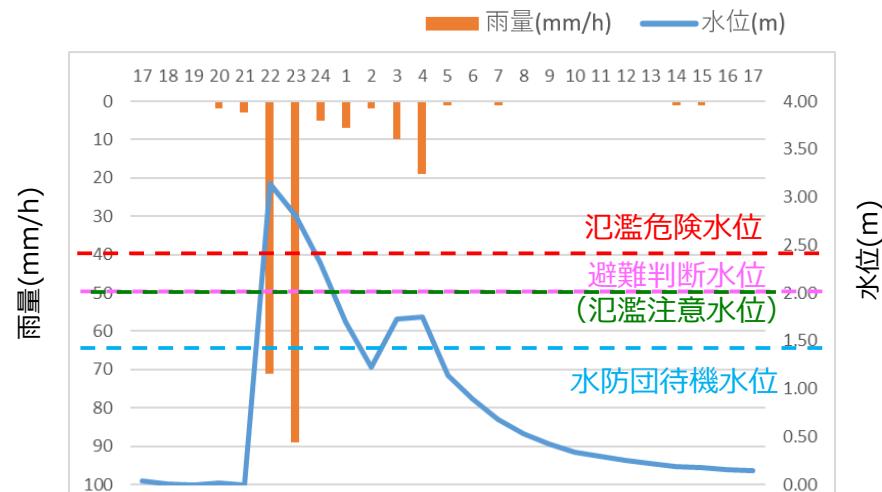
出典：津地方気象台

2. 水害危険水位(警戒レベル4)超過河川の状況

県が管理する4河川で水害危険水位(警戒レベル4)を超過

【二級河川 鹿化川 (四日市市 日永観測所)】

時間雨量92mm、24時間雨量176mm

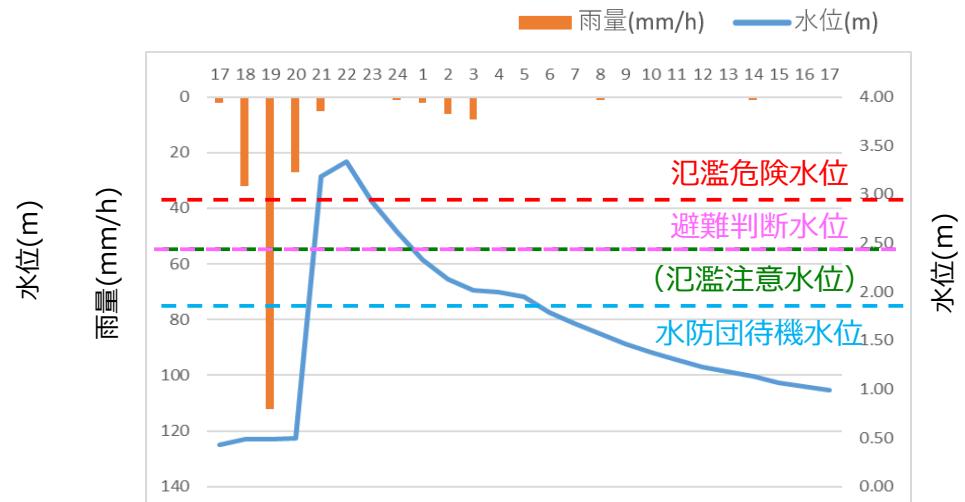


鹿化川(鹿化橋上流側) 9月12日22時00分



【二級河川 朝明川 (菰野町 朝明観測所)】

時間雨量115mm、24時間雨量211mm

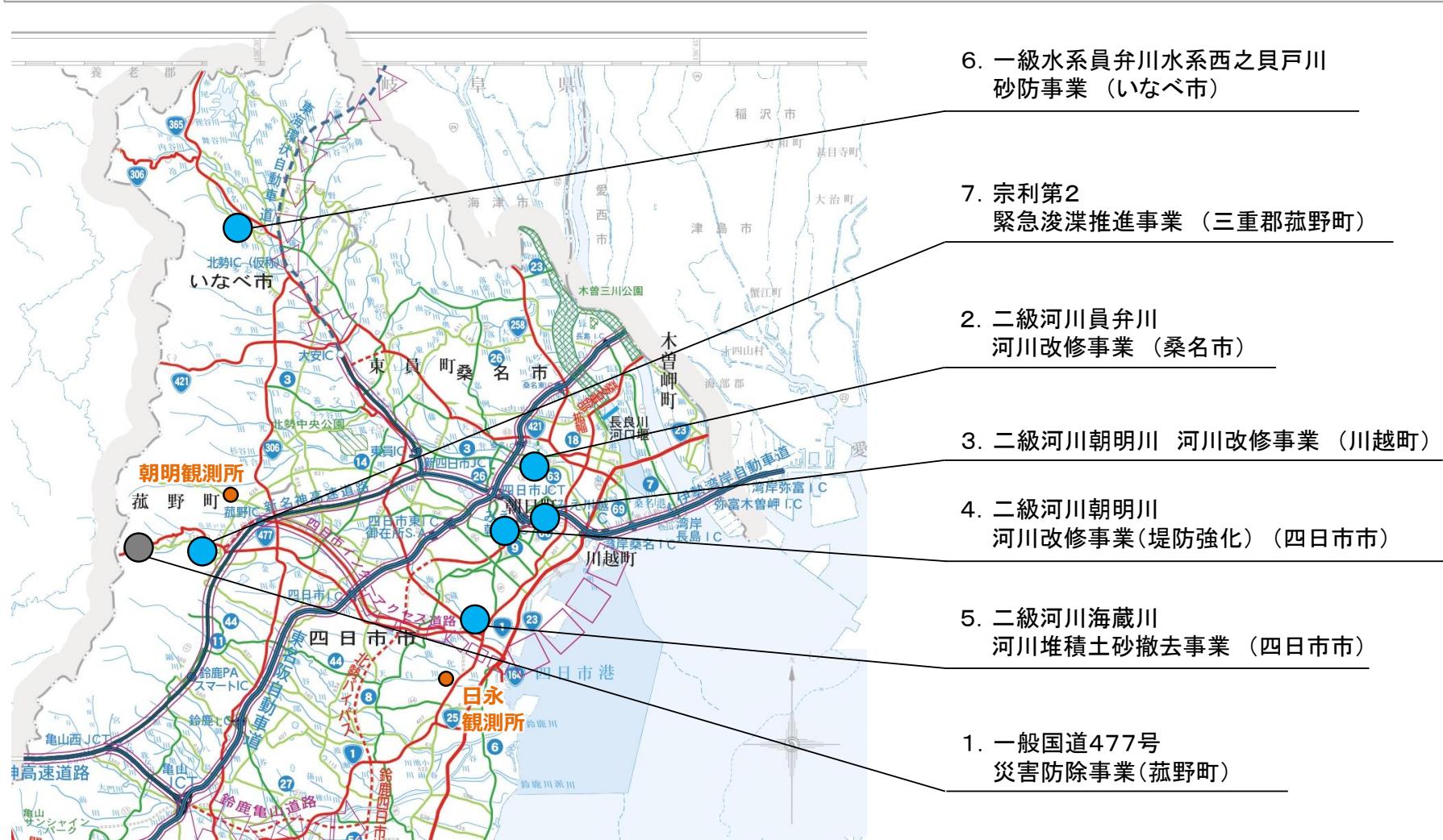


朝明川(福崎橋) 9月12日21時40分



3. 整備効果事例 位置図

「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」等で整備し、令和7年9月12日から13日にかけての大雨により記録的な大雨を受けたが、整備効果を発揮したインフラ施設について、代表的な事例を紹介。



◇一般国道477号災害防除事業（菰野町）

5か年加速化対策



13

Before :

既存の落石防護網は劣化が進み、法面も風化が激しく、豪雨時に法面が崩壊し、道路の通行が困難になるリスクがあった

After :

吹付法枠工の対策を実施したことでの、
豪雨による法面の崩落を防止し、通行
止めリスクが軽減された

◇二級河川員弁川 河川改修事業 (桑名市)

5か年加速化対策

対策中



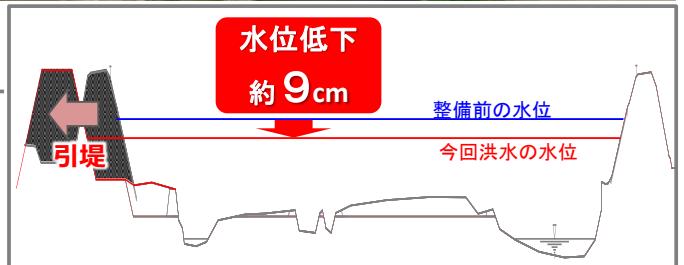
対策後



Before :

流下能力の低い区間があり、大雨等による水位上昇で、堤防を越水し洪水が発生するリスクがあった

After :



河川改修で川幅を拡げたことにより、
水位低下が図られ、浸水被害発生リスク
が軽減された

◇二級河川朝明川 河川改修事業（川越町）

| |
|----------|
| 3か年緊急対策 |
| 5か年加速化対策 |

対策中



対策後



Before :

流下能力の低い区間があり、大雨等による水位上昇で、堤防を越水し洪水が発生するリスクがあった

After :

河川改修で護岸を整備したことにより、**堤防高が確保**され、浸水被害発生リスクが軽減された

今回、近傍の水位観測所において氾濫危険水位（警戒レベル4）を超過したが、越水による浸水被害は発生しなかった

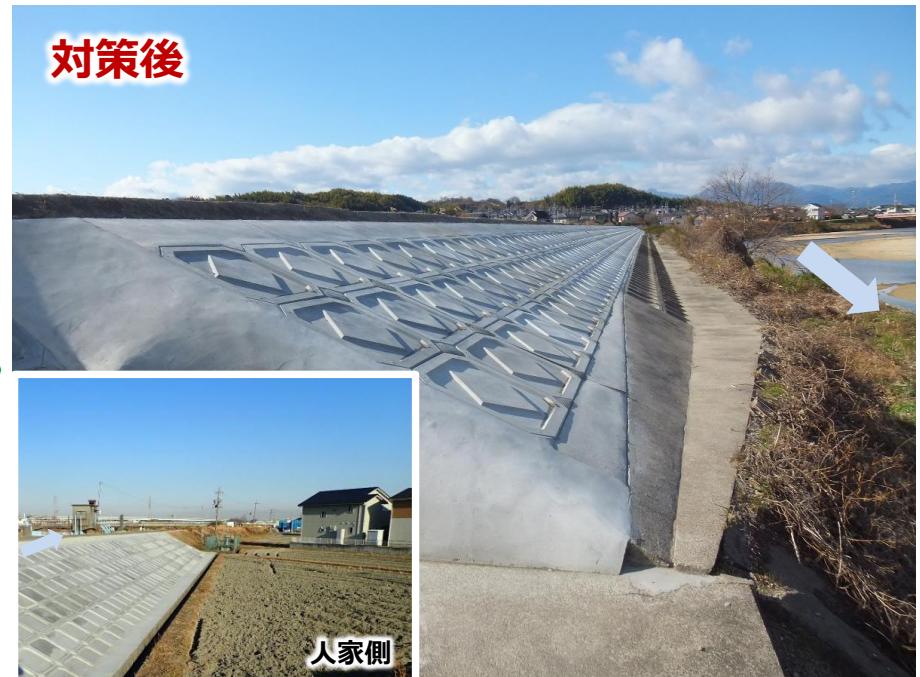
◇二級河川朝明川 河川改修事業(堤防強化) (四日市市)

県単事業

対策前



対策後



16

Before :

想定を超える大雨により、河川の水が堤防を越えると、堤防の裏側（人家側）等が削られて堤防が決壊するリスクがあった

After :

堤防をコンクリートで覆うことにより、
越水しても壊れにくい「粘り強い堤防」
に強化された

今回、近傍の水位観測所において氾濫危険水位（警戒レベル4）を超過したが、破堤しなかった

◇二級河川海蔵川 河川堆積土砂撤去事業 (四日市市)

緊急浚渫推進事業債



対策前

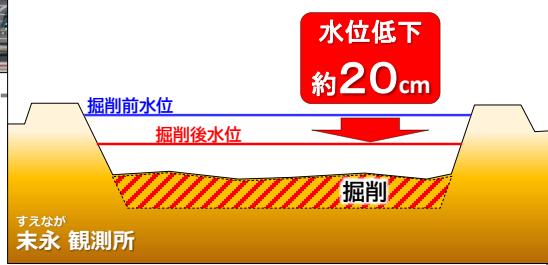


対策後

Before :

河川内に土砂が堆積し、豪雨時に河川の水がスムーズに流れず、洪水が発生するリスクがあった

After :



堆積土砂や樹木を撤去したことにより、
水位低下が図られ、洪水発生リスクが
軽減された

◇一級水系員弁川水系西之貝戸川 砂防事業 (いなべ市)

| |
|----------|
| 3か年緊急対策 |
| 5か年加速化対策 |



18

Before :

豪雨時に土石流が発生した場合、下流の人家109戸、公民館、駅、県道等に土砂が到達し被災するリスクがあった

After :

砂防えん堤を整備したことにより、土石流が発生した場合、**岩や流木などを含む約89,000m³ (ダンプトラック約17,800台分) の土砂を捕捉することが可能**となり、土砂災害が発生するリスクが軽減された

◇宗利第2 緊急浚渫推進事業（三重郡菰野町）

緊急浚渫推進事業債



Before :

砂防えん堤の堆砂敷が堆積土砂で満砂になつてゐると、さらに発生した土砂等を貯めきれず、土砂が流出する危険性があった

After :

堆積土砂を撤去したことにより、土石流が発生した場合、**岩や流木などを含む約3,600m³（ダンプトラック約700台分）の土砂を捕捉することが可能**となり、土砂災害が発生するリスクが軽減された

（3）道路の維持管理（街路樹）・交通安全対策について 【安全・快適・健全な通行環境の確保に向けた道路の維持管理】

20



目 次

1. 景観等に配慮した質の高い街路樹管理をめざして
2. 交通安全対策について

1. 景観等に配慮した質の高い街路樹管理をめざして

街路樹管理の取組

街路樹管理のめざす姿
健全度を考慮し、長期スパン
で段階的に、景観等に配慮
した質の高い管理の実現

現状把握・見える化のため、
健全度診断、樹木台帳の
作成

現状をふまえ、健全度改善の
ための育成計画を策定

育成計画に基づく管理により、
健全度を改善し、本来の樹形
を回復

本来の樹形回復後、整った
樹形づくりのための剪定

統一美のある樹形の創生・
維持

令和6年度

健全度診断の試行



●落枝事故が発生した路線
で樹木医※による健全度
診断を試行

※樹木の総合的な診断・治療
技術を備えた専門家の資格

●事故が発生した街路樹
とは別の危険木(落枝)
を確認



落枝を除去し、
事故を未然防止

●健全度を考慮した管理の
重要性を改めて認識

令和7年度の取組

健全度診断

●全ての街路樹(高木)
約12,000本を対象に
樹木医による健全度診断



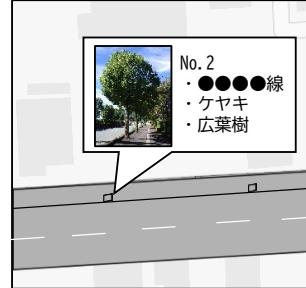
樹木台帳

●健全度を反映した樹木台帳(イメージ)

| 樹木番号 | 路線名 | 樹種名 | 幹周(cm) | 樹高(m) | 枝張(m) | カルテ対応 | キノコ | 開口空洞 | 樹皮欠損 | 腐朽 | 入り皮 | 根の異常 | 病害 |
|------|-------|------|----------|----------|----------|-------|-----|------|------|----|-----|------|----|
| 1 | ●●●●線 | ケヤキ | ●●●●●●●● | ●●●●●●●● | ●●●●●●●● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2 | ●●●●線 | ケヤキ | ●●●●●●●● | ●●●●●●●● | ●●●●●●●● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3 | ●●●●線 | ケヤキ | ●●●●●●●● | ●●●●●●●● | ●●●●●●●● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4 | ●●●●線 | ケヤキ | ●●●●●●●● | ●●●●●●●● | ●●●●●●●● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 5 | ●●●●線 | ケヤキ | ●●●●●●●● | ●●●●●●●● | ●●●●●●●● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 6 | ●●●●線 | ケヤキ | ●●●●●●●● | ●●●●●●●● | ●●●●●●●● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 7 | ●●●●線 | ケヤキ | ●●●●●●●● | ●●●●●●●● | ●●●●●●●● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 8 | ●●●●線 | イチヨウ | ●●●●●●●● | ●●●●●●●● | ●●●●●●●● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 9 | ●●●●線 | ケヤキ | ●●●●●●●● | ●●●●●●●● | ●●●●●●●● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 10 | ●●●●線 | ケヤキ | ●●●●●●●● | ●●●●●●●● | ●●●●●●●● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

G I S

…G I S位置情報と連携



育成計画

●健全度を勘案のうえ、
路線毎に作成

※令和7年度は一部路線で策定

樹木の健全度を改善することにより本来の樹形を回復したうえで、景観等に配慮した質の高い管理をめざしていく！

2. 交通安全対策について

概要／安全・快適・健全な通行環境の確保

(1) 通学路等の交通安全対策

通学路交通安全プログラム

- 教育委員会・学校・警察・道路管理者等の関係者で推進体制を構築
- 市町ごとに実情をふまえた合同点検等を実施し、通学路の安全確保に向けた取組を継続的に実施
- 対策完了した箇所において、対策効果を検証するためPDCAサイクルにより、対策箇所を継続して点検し通学児童の安全・安心の向上を図る

対策イメージ



| | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|--------------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 通学路交通安全プログラムに基づく 要対策箇所 (県管理道路) | 104箇所完了 | 76箇所完了 | 35箇所完了 | 44箇所完了予定 |
| 当年度完了箇所数 | 121箇所 + 126箇所 = 246箇所 | 142箇所 + 143箇所 = 285箇所 | 209箇所 + 106箇所 = 315箇所 | 280箇所 + 117箇所 = 397箇所 |
| 全体箇所数 | | | | |

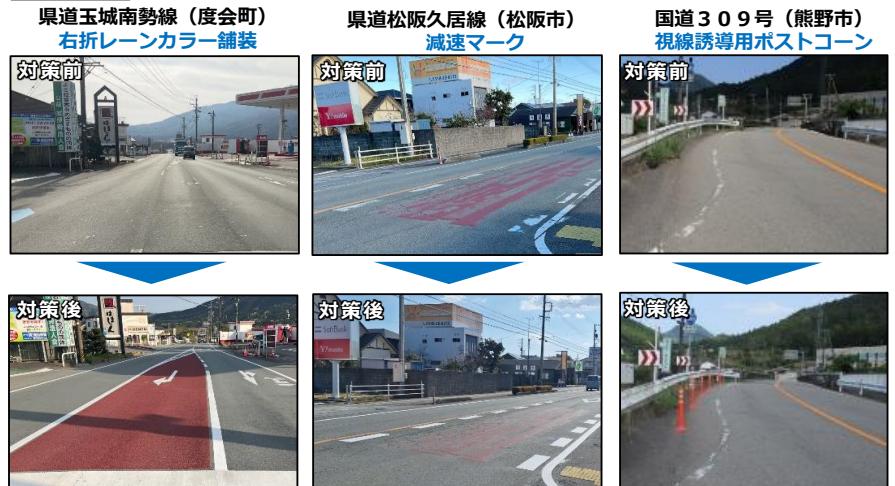
(2) 幹線道路の交通安全対策

事故危険箇所

- 令和4年3月に第5次事故危険箇所※に指定された三重県内79箇所(県管理道路35箇所)の事故の危険性が高い箇所に対して、道路管理者と警察が連携しながら交通事故防止対策を推進
(事業期間 令和3年度～令和7年度)
→1年前倒しで令和6年度に全て対策完了
→第6次事故危険箇所は国で選定中(令和8年度から令和12年度において対策予定)

※事故危険箇所…交通事故が多発している箇所や、ETC2.0プローブデータ等のビッグデータから判明した潜在的な危険箇所等を「事故危険箇所」として指定

対策イメージ



| | R3・R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|----------------------------|---------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 事故危険箇所 (県管理道路) 35箇所※ | 完成 20箇所 (57%) | 完成 +10箇所 (86%) | 完成 +5箇所 (100%) | 類似箇所で 対策を実施 完了 |

2. 交通安全対策について

概要／安全・快適・健全な通行環境の確保

(3) 生活道路の交通安全対策

踏切道における交通安全対策

「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」に基づき、国土交通省が指定する県内3箇所の特定道路上(県管理道路)の踏切道において、**踏切内に視覚障害者誘導標示を設置**

⇒○県道上浜高茶屋久居線の近鉄久居駅前(近鉄踏切)に6月設置



⇒○国道163号の近鉄津新町駅前(JR・近鉄踏切)

○県道四日市鈴鹿環状線のJR富田駅付近(JR踏切)に今年度設置予定

横断歩道の交通安全対策

ドライバーに注意と減速を促すため、**横断歩道のカラー化**を実施



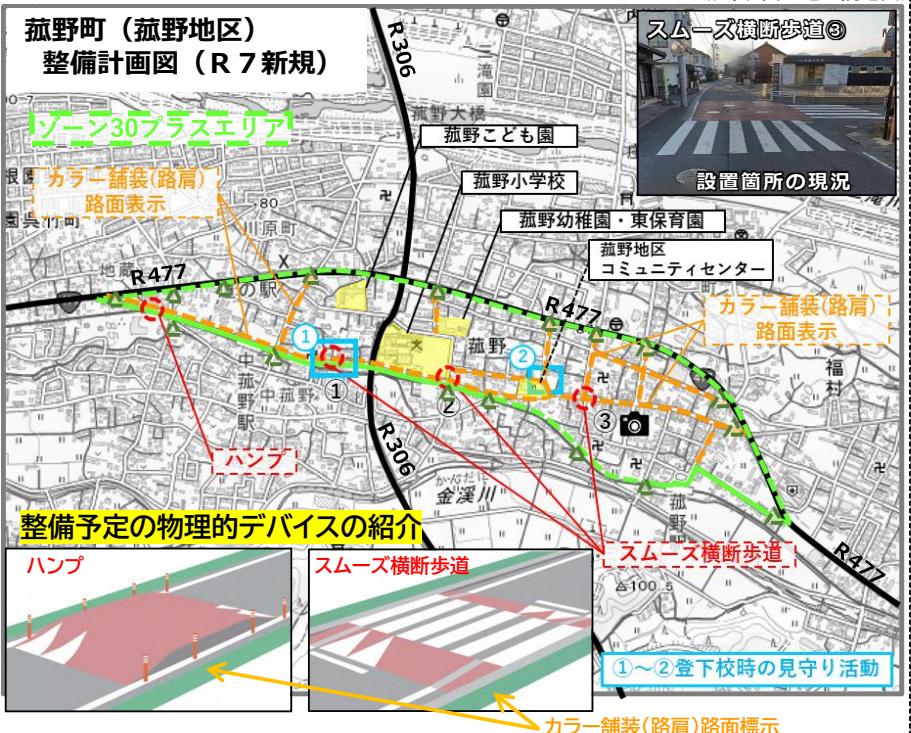
ゾーン30プラスによる交通安全対策

最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定。道路管理者と警察が緊密に連携し、地域住民等との合意形成を図りながら、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間を整備

⇒幹線道路である国道306号と国道477号の抜け道対策として、通過車両の生活エリアへの進入を抑制するため速度低下対策を実施

(出典:国土地理院地図)

菰野町(菰野地区)
整備計画図(R7新規)



新たな手法や対策の取り入れを積極的に検討し、様々な交通事故の状況を注視しつつ、教育委員会・学校・警察・市町・地元住民等の関係者と連携しながら交通安全対策を推進

(4)「三重県一般海域等管理条例(仮称)」(骨子案)について

「三重県一般海域等管理条例(仮称)」(骨子案)について

26

| | |
|--------|---|
| 目的 | 一般海域等を適正に管理するため、放置船の措置を規定した条例を制定する。 |
| 背景 | <p>○ 港湾・河川・漁港の放置船は約2,000隻 うち沈廃船は約260隻 ▶▶ 各法令により措置 (賀田港・浜島港では撤去を命令し、行政代執行を実施) <他の水域から持ち込まれ放置> 一般海域を含めて放置船を解消するため各地区において「放置船対策推進会議」を設置</p> |
| | <p>○ 津波・高潮による二次被害発生 ○ 沈廃船からの油流出による環境への影響</p> |
| | <p>○ 一般海域では56隻の放置船が確認されている。(浜島港周辺54隻、賀田港周辺2隻) ▶▶ <u>現法令では解消するよりどころがなく措置不可能</u> (・他の水域から持ち込まれることがないように、禁止区域の指定や罰則の規定が必要)</p> |
| あり方検討会 | <p>条例(案)を作成するために有識者で構成する「三重県一般海域管理条例(仮称)あり方検討会」を設置</p> <p>○ 委員 葛葉教授 (三重大学大学院) [会長] ※水文学 西澤弁護士 (楠井法律事務所) [副会長] 植地常務理事 (三重県漁業協同組合連合会) 清野准教授 (九州大学大学院) ※沿岸・流域環境保全 三浦教授 (神奈川大学) ※行政法、地方自治法、環境法、沿岸域法</p> <p>○ オブザーバー 三重県警察本部 第四管区海上保安本部</p> <p>○ これまでの経緯 第1回 令和7年 9月17日開催 課題・目的の検討 第2回 令和7年10月23日開催 骨子案の作成</p> |

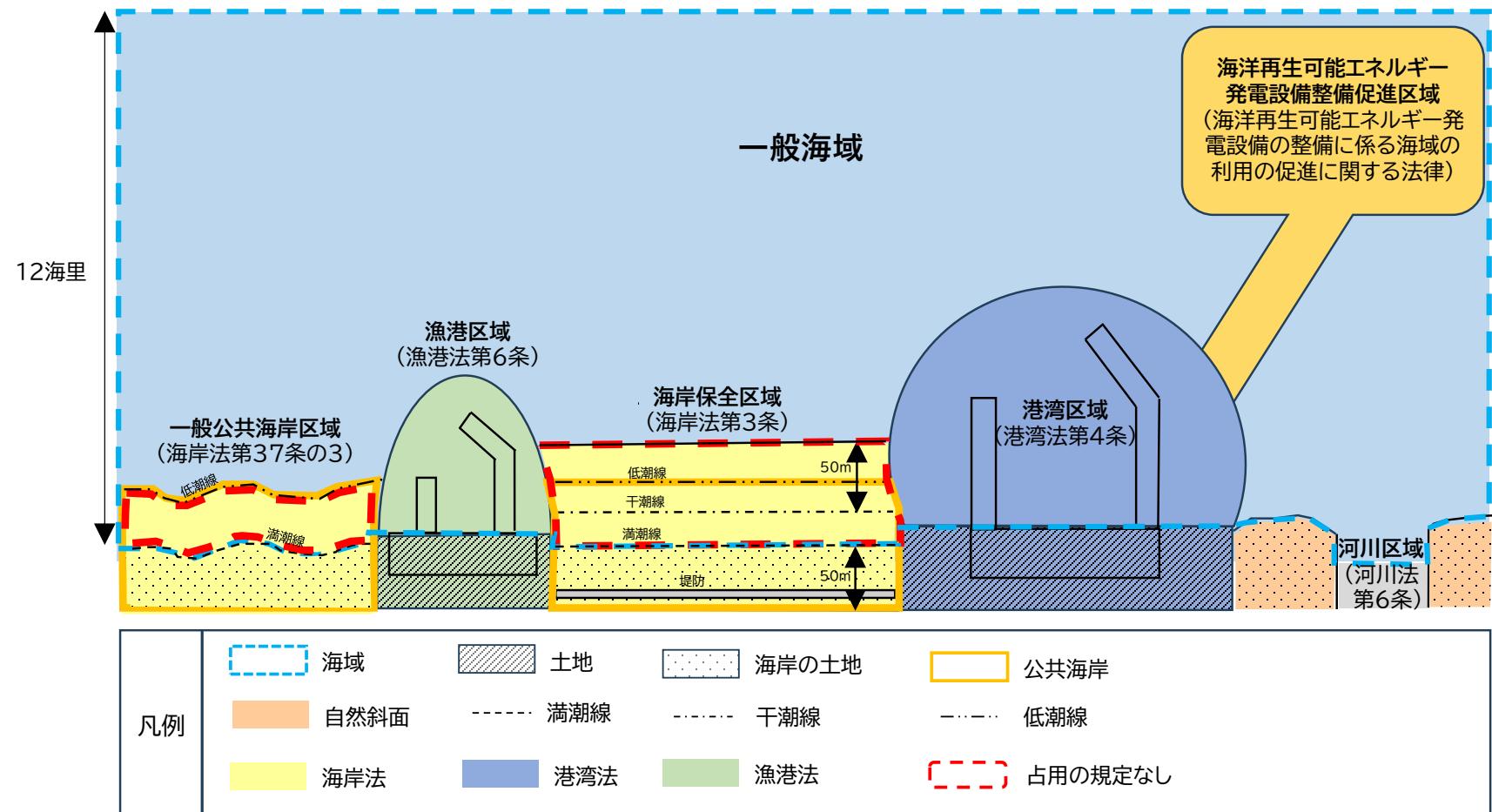
他都道府県一般海域管理条例における規定状況

| | | 三重県 | ① 岡山県 | ② 広島県 | ③ 愛媛県 | ④ 山口県 | ⑤ 北海道 | ⑥ 京都府 | ⑦ 大阪府 | ⑧ 香川県 | ⑨ 福岡県 | ⑩ 熊本県 | ⑪ 長崎県 | 備考 |
|----|------------|-----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|--|
| | | | H10制定 | H3制定 | H7制定 | H10制定 | H12制定 | H12制定 | H12制定 | H12制定 | H12制定 | H12制定 | H16制定 | |
| 1 | 目的 | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 2 | 定義 | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 3 | 禁止行為 | ● | ○ | | | | | | | | | | | |
| 4 | 占用等 | | | | | | | | | | | | | |
| | 4-1 占用等の許可 | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 4-2 適用除外 | ● | ○ | | ○ | ○ | | | | ○ | | | | |
| | 4-3 許可の特例 | ● | | | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | 岡山県の条例では規定されていないが、他県の条例や他法令(港湾法、海岸法、漁港法)で規定されている |
| | 4-4 許可の基準 | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | | | |
| | 4-5 占用料等 | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 4-6 地位の承継 | ● | | | | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | 岡山県の条例では規定されていないが、他県の条例や他法令(港湾法、海岸法)で規定されている |
| | 4-7 権利の譲渡 | ● | ○ | | ○ | | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | |
| | 4-8 原状回復義務 | ● | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| | 4-9 占用等の廃止 | ● | ○ | | | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 5 | 監督処分 | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 6 | 放置船舶等の措置 | ● | ○ | | | | | | | | | | | |
| 7 | 立入検査等 | ● | ○ | ○ | | ○ | | | | ○ | | | | |
| 8 | 審査会の設置 | | | ○ | | | | | | | | | | 占用許可の可否を判断するための審査会の設置について、あり方検討会で議論 |
| 9 | 罰則 | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | | |
| 10 | 委任 | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |

条例骨子(案)

28

| | |
|-----------|--|
| ①目的 | 一般海域等を適正に管理するための目的を示す |
| ②定義 | 条例における適用区域を明確にするため、「一般海域等」について定義 |
| ③禁止行為 | 指定された区域に船舶等を放置してはならないことを規定 |
| ④占用等 | <p>環境の保全や適正な利用を図るため占用等の許可を規定</p> <p>④-1 占用等の許可 一般海域等の占用又は海底の土地の形状変更を行う場合は許可が必要であることを規定</p> <p>④-2 適用除外 他法令で承認等を受けた行為については「占用等の許可」の適用除外とすることを規定</p> <p>④-3 許可の特例 公共事業においては、協議をもって占用等の許可に替えることを規定</p> <p>④-4 占用の基準 一般海域等の「目的」を阻害する占用申請に対して許可しないことを規定</p> <p>④-5 占用料等 徴収金額等を規定</p> <p>④-6 地位の承継 許可を受けた者の相続人等は、届出が必要であることを規定</p> <p>④-7 権利の譲渡 権利を譲渡するときは、承認が必要であることを規定</p> <p>④-8 原状回復義務 占用期間満了時には、現状回復することを規定</p> <p>④-9 占用等の廃止 占用を廃止するときには、届出が必要であることを規定</p> |
| ⑤監督処分 | 公共事業で使用する等、やむを得ないときは許可の取り消し等をすることができることを規定 |
| ⑥放置船舶等の措置 | 所有者の有無にかかわらず放置された船舶等に対する措置を規定 |
| ⑦立入検査等 | 指定した区域に放置された船舶等に立ち入ることができるることを規定 |
| ⑧罰則 | 禁止行為、占用許可等に違反した場合、拘禁刑又は罰金刑に処すことを規定 |
| ⑨委任 | この条例の施行に関し必要な事項は、規則に定めることを規定 |



海岸法に規定された区域内の
海域は占用の規定なし
※上図 [] の範囲

本条例において占用許可を規定

「一般海域等」と定義
※上図 [] + [] の範囲

（5）令和8年度予算の確保に向けた国への要望について

本県では、政府予算案策定に向けて、本県の施策の展開に必要な予算確保や政策実現に必要な重要課題等について、国への要望を行っているところです。

今回、県土整備部からは、下記7項目について国土交通省等に要望しました。

要望項目（詳細は別冊資料のとおり）

- ① 災害に屈しない県土づくりのための防災・減災、国土強靭化の推進
- ② 安全・円滑な人流・物流を支える道路ネットワーク・拠点整備の推進
- ③ 災害に強い県土づくりのための流域治水の推進
- ④ 魅力ある地域づくりの基礎となる社会資本整備の推進
- ⑤ 安全で快適な住まいまちづくりの推進
- ⑥ リニア中央新幹線の早期全線開業および三重県駅を核としたまちづくりの検討支援
- ⑦ 津波避難施設整備への支援の充実

要望先

国土交通省、財務省、内閣府、総務省

審議会等の審議状況（令和7年9月25日～令和7年11月24日）

(県土整備部)

| | |
|-----------|--|
| 1 審議会等の名称 | 三重県公共事業評価審査委員会 |
| 2 開催年月日 | 令和7年9月26日 |
| 3 委員 | 委員長 岡島 賢治 副委員長 小野寺 一成 委 員 石田 優子 他6名 |
| 4 諮問事項 | 公共事業再評価実施事業 ・道路事業（一般国道368号 下太郎生） ・道路事業（一般県道一志出家線 中川原橋） ・道路事業（主要地方道一志美杉線（室ノロバイパス）） ・道路事業（一般県道二本木御衣田線） |
| 5 調査審議結果 | 再評価実施事業について、事業の継続が了承された。 |
| 6 備考 | |

| | |
|-----------|--|
| 1 審議会等の名称 | 三重県公共事業評価審査委員会 |
| 2 開催年月日 | 令和7年10月17日 |
| 3 委員 | 委員長 岡島 賢治 副委員長 小野寺 一成 委 員 石田 優子 他4名 |
| 4 諮問事項 | 公共事業再評価実施事業 ・道路事業（一般県道亀山安濃線（高野尾バイパス）） ・道路事業（一般国道368号（仁柿峠バイパス）） ・水道施設整備事業（北中勢水道用水供給事業） |
| 5 調査審議結果 | 再評価実施事業について、事業の継続が了承された。 |
| 6 備考 | |

| | |
|-----------|---|
| 1 審議会等の名称 | 三重県公共事業評価審査委員会 |
| 2 開催年月日 | 令和7年11月5日 |
| 3 委員 | 委員長 岡島 賢治 副委員長 小野寺 一成 委 員 石田 優子 他6名 |
| 4 質問事項 | 公共事業事後評価実施事業 ・中山間地域総合整備事業（御浜西部地区） ・道路事業（主要地方道北勢多度線（阿下喜）） ・道路事業（一般国道477号四日市湯の山道路） ・道路事業（主要地方道磯部大王線（志島バイパス）） ・街路事業（松阪公園大口線外1線） |
| 5 調査審議結果 | 事後評価実施事業について、事業の評価結果の妥当性が認められた。 |
| 6 備考 | |

| | |
|-----------|--|
| 1 審議会等の名称 | 三重県都市計画審議会 |
| 2 開催年月日 | 令和7年10月30日 |
| 3 委員 | 会 長 浅野 純一郎 委 員 中平 恭之 他19名 |
| 4 質問事項 | 1 津都市計画道路の変更 2 三重県都市計画基本方針の内容について |
| 5 調査審議結果 | 津都市計画道路の変更について、原案どおり答申された。 三重県都市計画基本方針の内容について、小委員会を設置し、専門的見地から調査審議することとなった。 |
| 6 備考 | |